

## 税務相談室

### 子供のいない夫妻は 遺言を

北海道医師会顧問税理士 留目 正

問い：小生夫婦には子供がおりません。妻も元気で働いています。親しい友人から、『将来のこともあるから遺言書を作っておけ。』というさく言われます。どうせ小生が死んだら全部妻にいくんだからと軽く考えております。“将来のこと”というのは相続のことだろうと思いますが、どのような不都合があるのでしょうか。

お答え：先生がお尋ねのことは、民法上の法律問題ですので、弁護士の先生がお答えするのが一番良いのではと思われませんが、ことが相続税にも関係もありますし、過去に似た内容で大変お困りの方がおられましたので、相続の事案ということでお答えさせていただきます。

その類似の例からご説明いたします。A男性が亡くなりました。年齢は90歳でした。その方の面倒は、長男であるB医師が永年に渡り介護してきました。死亡の時は新聞にも広告しました。葬儀も終了し、父の遺産の分配に話に移り、結局、長男が長い間面倒もみてくれたし、葬儀もしてくれたので、父の財産は全て長男に、と決まりました。

その後、長男の方が銀行に父の貯金を引き出しに行ったら、相続人全員の実印を押した承諾書が必要ということでした。ここで問題が発生です。実は、二男はすでに死亡しており、その子供たちが相続人だということが分かりました。しかも、亡二男には先妻の子と後妻の子とがあり、先妻の子供の住所は分からないというありさまでした。それからが大変です。司法書士に依頼して、戸籍を調べ他県にいることが判明、その後は弁護士の

先生に事情を説明してもらい、配分金額も示し、ようやく承諾書に実印をもらうことができ一件落着です。

先生の場合、遺言を書かないと、上の話に似たようなことが起こる可能性があるからです。民法の関係ある部分を記述します。

#### 『子及びその代襲者の相続権』

民法第887条 被相続人の子は相続人となる。被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したときは、その者の子が代襲して相続人となる。

#### 『直系尊属及び兄弟姉妹の相続権』

民法第889条 第887条の規定によって相続人となるべき者がいない場合には、左の順後に従って相続人となる。

第一 直系尊属

第二 兄弟姉妹

#### 『法定相続分』

民法第900条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、左の規程に従う。

①、②は省略

③ 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは配偶者の相続分は、4分の3とし、兄弟姉妹の相続分は、4分の1とする。

#### 『遺留分を有する相続人の範囲とその遺留分』

民法第1028条 兄弟姉妹以外の相続分は、遺留分として、左の額を受ける。後略。

先生の場合、奥様と二人暮らしですので、相続が発生した場合、上の民法889条によれば、第二の兄弟姉妹にも相続権があり、相続分は、民法第900条の③によれば、奥様が $\frac{3}{4}$ 、兄弟姉妹が $\frac{1}{4}$ ということになります。

もし、兄弟姉妹うち一人でも亡くなっていたら、その子供に相続権が移り、遺産分割で、上でお話ししたような面倒が生じて参ります。

そこで、お友達が言った“遺言を書け”の意味を考えてみましょう。遺留分は兄弟姉妹にはないということです。結論を申し上げますと、もし、奥様に遺産の全部をあげたいのなら、遺言書で“妻に全額を遺贈する”と書けば、全ての財産は配偶者だけのものとなります。残された方の面倒をハブクするためにも是非とも、お二人とも、それぞれが遺言書を作られる方が良く考えます。